



航空危険物規則書第 56 版(2015 年 1 月 1 日発効)への訂正、追加

IATA Dangerous Goods Regulations 56th Edition Effective 1 January 2015

ADDENDUM 2

Posted 4 May 2015 の邦訳

JACIS



一般社団法人 航空危険物安全輸送協会

IATA 危険物規則書の利用者は、2015 年 1 月 1 日発効の第 56 版に対する下記の変更内容に留意されたい。変更または訂正箇所は、それと判別できるよう取り消し線と網掛けで表示した。なお、頁数はすべて JACIS 版航空危険物規則書の頁数を表している。

政府例外規定の新規または訂正(2.8.2)

訂正 PLG(ポーランド)

PLG-01 ポーランド発着、通過またはおよび領空を通過して輸送されるの使用済み核燃料または放射性廃棄物を収納した貨物の輸送は原子力長官との協議後、民間航空局(the Civil Aviation Office (CAO))長官による許可がなければ受け付けられない。すべての通信は、遅くとも予定された航空便の 30 労働日前に民間航空局長官に事前の書面通知を送られなければならない。申請の宛て先へ通知は少なくとも出荷の 2 週間前に以下へ送られること:

President of Civil Aviation Office
2 Flisa Street
02-247 Warsaw
POLAND

National Atomic Energy Agency (PAA)
Department of Radiological Protection
Krucza 36 Street
00-522 Warsaw
Telephone No: +48 22 695 97 43
Fax No: +48 22 695 98 71
E-mail: sekretariat.dor@paa.gov.pl

訂正 USG(米国)

USG-02 4.2(危険物リスト)の G/H 欄、I/J 欄および K/L 欄に“禁止(Forbidden)”の表示があり、特別規定 A1 または A2 の表示がない危険物に加えて、米国規則によって輸送が禁止されているいかなる物質も、米国への発着または米国内においていかなる状況においても輸送が禁止される(49 CFR 173.21 および 49 CFR 172.101 の危険物表参照)。49 CFR 172.101 の危険物表により特に承認されていない限り、区分 6.1、包装等級 I の基準に合致する蒸気吸入毒性を有する液体または区分 2.3 の基準に合致するガス類の輸送は旅客機、貨物機共米国発着または国内輸送が禁止される。

一次(充電不可(non-rechargeable))リチウム金属の組電池(batteries)および単電池(cells)、(UN 3090)の旅客便による輸送は禁止される。包装基準 968 の Section II に従って輸送されるような組電池および単電池は“PRIMARY LITHIUM BATTERIES — FORBIDDEN FOR TRANSPORT ABOARD PASSENGER AIRCRAFT”または“LITHIUM METAL BATTERIES — FORBIDDEN FOR TRANSPORT ABOARD PASSENGER AIRCRAFT”とマーキングされなければならない。さらに本規則では、貨物機専用ラベルの貼付も要求される。

機器に内蔵されまたは機器と一緒に包装された一次リチウム金属の組電池と単電池(UN 3091)は、以下でなければ旅客便による輸送は禁止される。

1. 機器および組電池と単電池が該当する包装基準 969 または 970 に従って輸送されること。
2. 包装物が、意図された機器を駆動するために必要な個数以下の組電池または単電池を収納していること。
3. 完全に充電された場合、各単電池のリチウム内容量が 5 g を超えないこと。
4. 完全に充電された場合、各組電池の負極(anode)の合計リチウム内容量が 25 g を超えないこと。

および

5. リチウム電池の正味重量が 5 kg を超えないこと。

上記の規定に適合しない、機器に組み込まれたまたは機器と共に包装された (UN 3091) および包装基準 969 または 970 の Section I に従って輸送される一次リチウム金属の組電池と単電池は旅客便による輸送は禁止され、貨物機専用ラベルを貼付しなければならない。

上記の規定に適合しない、機器に組み込まれたまたは機器と共に包装された (UN 3091) および包装基準 969 または 970 の Section II に従って輸送される一次リチウム金属の組電池と単電池は旅客便による輸送は禁止され、“PRIMARY LITHIUM BATTERIES — FORBIDDEN FOR TRANSPORT ABOARD PASSENGER AIRCRAFT” または “LITHIUM METAL BATTERIES — FORBIDDEN FOR TRANSPORT ABOARD PASSENGER AIRCRAFT” とマーキングされなければならない。

注:

- 49 CFR 172.101 (9A 欄) によって旅客機による輸送が禁止されている危険物は、たとえ本規則で旅客機による輸送を許可していても、旅客機での輸送は禁止される。また 49 CFR 172.101 (9B 欄) によって貨物機による輸送が禁止されている危険物は、本規則で貨物機による輸送を許可していても、貨物機での輸送は禁止される。
- 49 CFR 175.10 により旅客または乗務員による受託手荷物または機内持ち込み手荷物としての輸送が許可されない危険物は、本規則の 2.3 により承認されていても輸送が禁止される。例えば、旅客または乗務員による雪崩救助用バックパックの輸送は承認されない (2.3.4.3 参照)。

USG-03 以下の規定が 4.2 危険物リストの物質に適用される。

- A1 が M 欄に表示されている場合、その物質は米国当局の事前認可なしに旅客機による米国発着または米国内の輸送を行うことができない (USG-01 参照)、
- A2 が M 欄に表示されている場合、その物質は米国当局の事前認可なしに貨物機による米国発着または米国内の輸送を行うことができない (USG-01 参照)、
- 特別規定 A88 に従って輸送される試作モデルのリチウム組電池と単電池、機器と共に包装されたまたは機器に組み込まれたものを含めて、特別規定 A99 に従って輸送されるリチウム単電池または組電池および、49 CFR 173.225(b) に記載された、技術名によっては識別できない有機過酸化物および自己反応性物質は米国当局の事前認可なしに旅客機または貨物機による米国発着または米国内の輸送を行うことができない (USG-01 参照)、
- 特別規定 A201 が M 欄に表示されている場合、リチウム金属単電池または組電池は米国当局の事前許可なしに旅客機による米国発着または米国内の輸送を行うことができない (USG-01 参照)。

USG-16 安全装置 (エアバッグ膨張装置 (air bag inflator)、エアバッグモジュール (air bag module) およびシートベルトプリテンションナーズ (seat belt pretensioners) 等を含む) の米国発着または米国内の航空輸送は、米国の関係当局 (USG-01 参照)、申請先: Approvals and Permits Division (PHH-30) による事前認可なしでは行うことができない。そのような認可はその構造、設計または容器に変更が生じなければ引き続きおこなわれる輸送にも有効である。国内輸送については、区分 1.4G の火薬類に関する基準に合致したエアバッグ膨張装置、エアバッグモジュールまたはシートベルトプリテンションナーは、UN 0431, Articles, pyrotechnic for technical purposes の品目名を使用して輸送しなければならない。危険物の輸送書類 (危険物申告書) には、8.1.6.9.1 に要求されている基本的な記載に連係して、個々に認可されたエアバッグ膨張装置、エアバッグモジュールまたはシートベルトプリテンションナー安全装置の EX-number または製造コードを含まなければならない。もし、製品コードが使用される場合にはそれらは米国の関係当局により、エアバッグ膨張装置、エアバッグモジュール、またはシートベルトプリテンションナーのいずれか安全装置に割り当てられた特定の EX-number にたどりつくことができるものでなくてはならない。EX-number または製品コードは包装物の外面にマーキングする必要はない。これらの要件は、49 CFR 173.166 の規定に合致して、第 9 分類 (UN 3268) に割り当てられるエアバッグ膨張装置、エアバッグモジュールおよびシートベルトプリテンションナー安全装置には適用しない。

運航者例外規定の新規または訂正 (2.8.4)

2.8.3.4 のリストに以下を追加する。

- ・ニューギニア航空 (Air Niugini) の後に、 : エアセルビア (Air Serbia) JU
- ・イベリア航空 (Iberia) の後に、 : イベリアエクスプレス (Iberia Express) I2
- ・ジェットエアウェイズ (Jet Airways) の後に、 : ジェットブルーエアウェイズ (JetBlue airways) B6

削除 : ヤット航空 (JAT Airways) JU

削除 : ユーエス航空 (US Airways) US

2.8.4 に以下の変更をする。

訂正 5X (ユナイテッドパーセルサービス)

5X-03 危険物貨物は契約によるもののみを Air Cargo Service で受託する。すべての契約申請は、UPS Air Dangerous Goods Department (SDF) および Air Cargo Service (UPS Air Group-SDF) により審査され、認可を受けなければならない。Air Cargo による受託ができる危険物の分類 (Classes) は許可を得ることを条件とする。また貨物は事前手配をしなければならない。

・包装基準 965 Section I B に従って準備された UN 3480 リチウムイオン電池の貨物は契約が必要となる。そのような貨物には以下のいずれかを提出しなければならない。

完成した危険物申告書。または

Section I B、包装基準 965(b)(1) から (b)(4) で要請されている情報を記載した航空貨物運送状。

・UPS Air Cargo Service は UN 3090、Section I A および I B、リチウム金属電池のいずれの貨物も受託しない。

UN 3090、Section II、リチウム金属電池を輸送する認可に関する情報については 5X-08 を参照すること。

5X-07 ここで特定した品目には、以下の制限が適用される。

・UN 3090 リチウム金属電池は Section II のものも含めて、包装基準 965 の Section II に従って準備された UN 3480 リチウムイオン電池は旅客機での輸送が禁止されているある出発地発と目的地着のサービスを提供する UPS の能力を限定しているという運航者により課される追加的制限事から、輸送経路によっては荷送人に戻されることが必要となる場合がある。

・改修されたリチウム電池または機器と共に包装された、あるいは機器に組み込まれた改修されたリチウム電池は UPS Air Dangerous Goods Department (SDF) により特に認可されていなければ受託しない、

・特別規定 A88, A99 または A183 の使用を要するいかなる UPS の航空サービス (UPS 小口貨物、UPS エアフレートサービスまたは UPS エアカーゴサービスを含む) でのリチウム電池の輸送は UPS Air Dangerous Goods Department (SDF) の事前認可を取得しなければならない、

・UN 3077、その他の固体の環境有害物質 (Environmentally hazardous substance, solid, n.o.s.) の貨物はいかなる UPS の航空サービス (UPS 小口貨物、UPS エアフレートサービスまたは UPS エアカーゴサービスを含む) においても中型容器 (Intermediate Bulk Containers (IBCs)) に収納されている場合は、受託しない、

・UN 2807、磁性物質 (Magnetized materials) の貨物で、包装物のいかなる表面からも 4.6 m の距離で測定した磁界強度が 0.00525 ガウスを超えるものは、UPS のサービスでは受託しない (UPS 小口貨物サービス、UPS エアフレートサービスまたは UPS エアカーゴサービスを含む)、

・再生されたリチウム電池、または機器と一緒に包装され、もしくは機器に内蔵された再生されたリチウム電池の貨物は、UPS の航空危険物部 (UPS Air Dangerous Goods Department - SDF) により、特別に認められた場合以外は受託しない。

・米国外の発地および/または着地における UN 3245、遺伝子組換え生物 (Genetically modified organisms)、または遺伝子組換え微生物 (Genetically modified micro-organisms) は、UPS 小口貨物サービスとして、受託しない。UPS 航空貨物については、関係国での貨物の輸入または経路についての可否を確認する為、ケースバイケースの承認が必要となる。

新規追加

5X-08 UPS はその国際危険物(IDG)ネットワーク内の出発地および目的地に対し UN 3090、リチウム金属電池の輸送を制限している。IDG について承認された出発地および目的地のリストは以下のリンク先で参照できる：

<http://www.ups.com/content/us/en/resources/ship/idg/information/acl.html>

機器なしの UN 3090、リチウム金属電池を UPS の航空サービスで輸送したい顧客は UPS 航空から事前認可を取得しなければならない。事前認可要件は完全に規制され、危険物輸送書類(危険物申告書)を要するリチウム金属電池と同様に、軽度に規制されている(例えば小型の単電池又は組電池)と考えられるリチウム金属電池にも適用される。この認可はいかなる他に要求される UPS の契約とは別のものであり、いかなる他に要求される UPS の契約に追加されるものである。

認可プログラムに関する更なる情報は以下のリンク先で参照できる：

<http://www.ups.com/content/us/en/resources/ship/hazardous/responsible/lithium-battery-approval.html>

訂正 AA (アメリカン航空)

新規追加

AA-07 UN 3480、リチウムイオン電池、包装基準 965 の輸送は受託しない。

(例外：AA Stores から供された社用品(COMAT)の部品および補給品)

AA-08 包装基準 966,967,969 および 970 の Section II のリチウム電池の包装物の個数は、航空貨物運送状に記載しなければならない。

訂正 AC (エアカナダ)

AC-05 乗り物、機械または他の機器とは別に、またはそれらに組み込まれて輸送される内燃機関で、その燃料タンクまたは燃料システムが燃料を含んでいたり、含んだことがある場合は該当する第 9 分類、UN 3166、引火性液体を燃料とする内燃機関(Engines, internal combustion, flammable liquid powered)、または第 9 分類、UN 3166、引火性液体を燃料として駆動する乗り物(Vehicle, flammable liquid powered)に分類しなければならない。チェーンソー、芝刈り機、発電機、船外機などを含むが、それらに限定されない(包装基準 950 参照)。

AC-06 包装基準 965—970、965—967、969 および 970 の Section II のリチウム電池の包装物の個数は、航空貨物運送状に記載しなければならない。

新規追加 B6 (ジェットブルーエアウェイズ)

B6-01 ジェットブルーエアウェイズは、少量危険物および微量危険物を含み本規則により定められた危険物貨物の貨物としての輸送は受託しない。ただし、以下を除く。

・適切に準備された包装物内のドライアイスで、包装物当たり 2.5kg (5.5 lb) を超えないものおよび航空便当たり 90kg (200 lb) を超えないドライアイス。ドライアイスは遺体、医療用器官、非感染性検体および輸血用血液を冷却する目的用のみ受託する。

B6-02 危険物の商業用貨物は受託しない。適切に準備された社用品(COMAT)、航空機用予備貨物は受託する。

訂正 BA (英国航空)

BA-01 UN 3090 リチウム電池。一次(充電不可(non-rechargeable))リチウム(金属)UN 3480 リチウムイオン電池。二次(充電可(rechargeable))リチウムイオンの組電池および単電池は英国航空の旅客を輸送する航空機により貨物として輸送することは禁止される(包装基準 968、965 参照)。

この禁止は以下には適用しない。

・UN 3091、UN 3480、または UN 3481

・旅客または乗務員により携行される危険物の規定に該当するリチウム電池（充電可および充電不可）（表 2.3.A 参照）。

訂正 C8（カーゴルクスイタリア）

C8-01 本規則に定められた放射性物質の輸送は受託しない(10.10.2 参照)。

UN 2908、UN 2909、UN 2910、UN 2911、UN 2915、UN 2916 および UN 3332 を除き、本規則に定められた放射性物質の輸送は受託しない。

C8-03 (空欄)PI965 に従い包装されたリチウムイオンの単電池および組電池(UN 3480)は、特別規定 A88 または A99 により当局からの認可を受けているものを含め、カーゴルクスイタリアの航空機での輸送は禁止する。この禁止事項は以下には適用されない：

・包装基準 966 または 967 に従って、機器と共に包装された、または機器に組み込まれたリチウムイオン単電池および組電池 (UN3481)。

C8-04 PI968 に従い包装されたリチウム金属の単電池および組電池(UN 3090)は、特別規定 A88 または A99 により当局からの認可を受けているものを含め、カーゴルクスイタリアの航空機での輸送は禁止する。この禁止事項は以下には適用されない：

・包装基準 969 または 970 に従って、機器と共に包装された、または機器に組み込まれたリチウム金属単電池または組電池 (UN 3091)。

・包装基準 965 に従って包装されたリチウムイオン単電池および組電池(UN 3480)、または

・包装基準 966 および 967 に従い、機器と共に包装された、または機器に組み込まれたリチウムイオン単電池または組電池 (UN 3481)。

訂正 CV（カーゴルクス）

CV-03 (空欄)包装基準 965 に従い包装されたリチウムイオンの単電池および組電池(UN 3480)は、特別規定 A88 または A99 により当局からの認可を受けているものを含め、カーゴルクスの航空機での輸送は禁止する。この禁止事項は以下には適用されない：

・包装基準 966 または 967 に従って、機器と共に包装された、または機器に組み込まれたリチウムイオン単電池および組電池 (UN 3481)。

CV-04 包装基準 968 に従って包装されたリチウム金属単電池および組電池(UN 3090)は、特別規定 A88 または A89 により当局からの認可を受けているものを含め、カーゴルクスの航空機での輸送は禁止する。この禁止事項は以下には適用されない。

・包装基準 969 および 970 に従い、機器と共に包装された、または機器に組み込まれたリチウム金属単電池または組電池 (UN 3091)。

・包装基準 965 に従って梱包されたリチウムイオン単電池および組電池(UN 3480)、または

・包装基準 966 および 967 に従い、機器と共に包装されたまたは機器に組み込まれたリチウムイオン単電池または組電池 (UN 3481)。

訂正 CX（キャセイパシフィック航空）

CX-01 (空欄)UN 3480 リチウムイオン電池。リチウムイオンの単電池および組電池はキャセイパシフィック航空の航空機で貨物としての輸送は禁止する。本規定は包装基準 965 の Section IA、IB および Section II に適用する。

この禁止事項は以下には適用しない。

・包装基準 966 および 967 に従い、機器と共に包装された、または機器に組み込まれたリチウムイオン単電池および組電池 (UN 3481)、または

・旅客または乗務員が携行する危険物の規定が適用されるリチウム電池（充電可能および充電不可能なもの）(2.3.2 から 2.3.5 および表 2.3.A 参照)。

CX-07 UN 3090 リチウム金属電池。リチウム金属単電池および組電池は、キャセイパシフィック航空の航空機で貨物として

の輸送することは禁止する。これは、包装基準 968 の Section I A、I B および Section II に適用される。この禁止事項は以下には適用しない。

- ・包装基準 969 および 970 に従って、機器と共に包装されたまたは機器に組み込まれたリチウム金属単電池または組電池 (UN 3091) および包装基準 965—967 に従ったリチウムイオン単電池および組電池 (UN 3480 および UN 3481)、または
- ・旅客または乗務員が携行する危険物の規定が適用されるリチウム電池 (充電可能および充電不可能なもの) (2.3.2 から 2.3.5 および表 2.3.A 参照)。

訂正 EK(エミレーツ航空)

EK-02 包装基準 968 の Section I A、I B および II に従って準備された UN 3090—リチウム金属単電池および組電池は、リチウム合金単電池および組電池を含み、エミレーツ貨物便で貨物としての輸送を禁止する。この禁止は、特別規定 A88 および A99 に従って許可および特別規定 A201 に従って適用免除のもと出荷されたリチウム金属電池を含む。

以下の危険物はエミレーツ航空で貨物としての輸送は受託しない。

- ・包装基準 968 の Section I A、I B および II に従って準備された UN 3090—リチウム合金単電池および組電池を含むリチウム金属単電池および組電池。この禁止は特別規定 A88 および A99 に従って許可および特別規定 A201 に従って適用免除のもと出荷されたリチウム金属電池を含む。
- ・包装基準 965 の Section I A、I B および II に従って準備された UN 3480—リチウムイオンポリマー単電池および組電池を含むリチウムイオン単電池および組電池。この禁止は特別規定 A88 および A99 に従って許可され出荷されたリチウムイオン電池を含む。

訂正 EY(エティハド航空)

EY-06 (空欄) UN 3480 リチウムイオン電池。リチウムイオン単電池および組電池はエティハド航空の航空機で貨物としての輸送を禁止する。これは包装基準 965 の Section I A、I B および Section II に適用される。

この禁止事項は以下には適用しない。

- ・包装基準 966 および 967 に従い機器と共に包装されたまたは機器に組み込まれたリチウムイオン単電池および組電池 (UN 3481)。
- ・旅客または乗務員が携行する危険物の規定が適用されるリチウム電池 (充電可能および充電不可能なもの) (2.3.2 から 2.3.5 および表 2.3.A 参照)。

訂正 FX(フェデラルエクスプレス)

FX-02 UN 1230 メタノール (Methanol) および微量危険物 (EQ) を除いて、主危険性および副次危険性が区分 6.1 の物質で包装等級 I または II のものについて、

- ・プエルトリコを含む米国内を発地または目的地とする輸送は、米国運輸省 (DOT) が適用免除/特別許可 (Special Permit (SP)) と認められた容器に入れられている場合のみ受託する、
- ・国際輸送の場合は“V”容器の組み合わせ容器に入れられている場合のみ受託する。

主危険性または副次危険性が区分 6.1 の包装等級 III の荷送人は、米国発着、国内または経由の輸送の場合、外装梱包の危険性ラベルに隣接して“PG-III”と表示しなければならない。

Hazard Zone “A” の吸入毒性を有する物質または主危険性、副次危険性のいずれかが毒物である第 2 分類の物質の輸送は受託しない。

FX-03 第 7 分類の物質は、FedEx International Priority Freight (IPF)、FedEx International Premium (IP1) または FedEx International Express Freight (IXF) による輸送に供される場合、事前通知または事前認可が要求されることがある。追加情報については (877) 398-5851 に連絡すること。プルチウム-239 および 241 は、UN 3324、UN 3325、UN 3326、UN 3327、UN 3328、UN 3329、UN 3330、UN 3331 または UN 3333 としての受託はしない。

フェデラルエクスプレスは荷送人が事前認可を得ていなければ、副次危険性が区分 1.4、**区分 2.1**、第 3 分類、区分 4.1、区

分 4.2、区分 4.3、区分 5.1、区分 5.2、第 8 分類または貨物機専用ラベルが貼付された区分 2.2 の放射性物質は受託しない。

米国以外を発地とする第 7 分類の輸送は事前認可が要求される。各地域のフェデラルエクスプレスの顧客サービス番号に電話し、FedEx Express Freight の顧客サービスに申請すること。

世界中すべての核分裂性物質の輸送は事前認可が要求される。支援については、1-901-434-3200 に電話すること。放射性核種の混合物または溶液については、“mixture”または“solution”の適切なものを数量と包装の種類(Quantity and Type of Packaging)欄へ物理的および化学的形態とともに記載する(例えば liquid salt solution または solid oxide mixture)。

FX-18 米国内を発地とするフェデラルエクスプレスの危険物輸送のための危険物申告書は、危険物規則の適法性編集チェック付きのソフトウェアを使用して、以下の方法の 1 つにより準備されなければならない。

- ・特定の FedEx electronic shipping solution、
- ・認定された荷主が著作権を持つソフトウェア、
- ・フェデラルエクスプレスが認定した販売業者のソフトウェア。

FX-18 の規定は現在以下には適用しない。

- ・米国外の地域(海外の米国統治領、たとえばプエルトリコを含む)を発地とする輸送、
- ・FedEx International、FedEx International Express Freight (IXF)、および FedEx International Premium (IP1)、
- ・第 7 分類の放射性物質を含む輸送。

注:

FedEx 認定の危険物輸送申込書ベンダーの一覧は www.fedex.com/us;dangerous goods (keyword) で確認が可能となっている。

訂正 HX(香港航空)

新規追加

HX-07 UN 3480 リチウムイオン電池(リチウムポリマー電池を含む)。リチウムイオンまたはリチウムポリマー単電池および組電池は貨物としての輸送は受託しない。これは包装基準 965 の Section I A、I B および Section II に適用される。

新規追加 I2(イベリアエクスプレス)

I2-01 UN 3480 リチウムイオン電池。二次(充電可能)リチウムイオン単電池および組電池は貨物としての輸送は禁止する(包装基準 965 参照)。

この禁止事項は以下には適用しない。

- ・UN 3091 または UN 3481
- ・旅客または乗務員が携行する危険物の規定が適用されるリチウム電池(充電可能および充電不可能なもの)(表 2.3.A 参照)。

I2-02 病気を移しやすい物質(UN 2814、UN 2900 および UN 3373)および応用生物学的製品の郵便による輸送は受託しない。

I2-03 いかなる規則によっても定められている、いかなる形の有害廃棄物も輸送は受託しない(包装基準 622 および 8.1.3.4 参照)。

I2-04 第 7 分類、核分裂性放射性物質の旅客機による輸送は受託しない(10.5.13 および 10.10.2 参照)。

訂正 IB(イベリア航空)

IB-01 ~~UN 3090 リチウム電池。~~ UN 3480 リチウムイオン電池。~~一次(充電不可(non-rechargeable))リチウム(金属)二次(充電可(rechargeable))~~のリチウムイオン組電池および単電池は、イベリア航空の旅客を輸送する航空機で貨物として輸送を禁止する(包装基準 ~~968~~ 965 参照)。

この禁止は以下には適用しない、

・UN 3091、UN 3480、UN 3481

・旅客または乗務員が携行する危険物の規定に該当するリチウム電池(充電可および充電不可)(表 2.3.A 参照)。

訂正 JQ(ジェットスター航空)

JQ-03 すべての新品および使用済みの内燃機関の輸送は運航者認可を必要とする(2.3.5.15参照)。新品および使用済みの内燃機関は旅客の手荷物としての輸送は受託しない。

新規追加

JQ-05 UN 3480 の輸送 - リチウムポリマー電池を含むリチウムイオン電池はジェットスター航空機で貨物としての輸送を禁止する。これは包装基準 965 の Section I A、I B および II に適用する。

この禁止から適用免除される輸送は以下のとおりである。

・A.O.G 予備品として出荷されるUN 3480リチウムイオン電池(リチウムポリマー電池を含む)。

◦“A.O.G Spares”の文言が危険物申告書の“Additional Handling Information”欄または危険物申告書が要求されない場合には航空貨物運送状の“Handling Information”か“Nature and Quantity of Goods”欄に記載されなければならない。

・緊急救命装置(他の輸送手段が使用できない場合)として出荷されるUN 3480 リチウムイオン電池(リチウムポリマー電池を含む)。

◦“Urgently required to Support Life-Saving Devices”の文言が危険物申告書の“Additional Handling Information”欄または危険物申告書が要求されない場合には航空貨物運送状の“Handling Information”か“Nature and Quantity of Goods”欄に記載されなければならない。

上記適用免除される輸送は以下でなければならない。

・それぞれ正味量100kg以下であること。

・危険物規則書の関連部分に従っていること(たとえば使用される場合、危険物申告書)、

・1航空機当たりの合計重量が100kg以下であること。

・クラスC貨物室に搭載すること(下部貨物室のみ)。

訂正 JU(ヤット航空)以下のとおり

JU JAT Airways(ヤット航空)Air Serbia(セルビア航空)

JU-08 固形二酸化炭素(ドライアイス) — UN 1845、貨物室当たりの正味量が100kgまで。貨物として輸送する場合はコンパートメントあたりの正味量はB737で100kgを、A320で243kgを超えてはならない。A319の制限量は“cargo_booking@airserbia.com”で案内している。

JU-11 医療用に必要な酸素または空気の小型ガスシリンダーは、ヤット航空セルビア航空の認可がある場合で、受託手荷物として空の状態に限り受託する。旅客が追加の酸素を必要とする場合はヤット航空セルビア航空が事前手配をし、有償で提供する。

新規追加

JU-13 リチウム金属電池はセルビア航空機で貨物としての輸送を禁止する。これは包装基準 968-970 の Section I A、I B および II に適用される。

訂正 KA(香港ドラゴン航空)

KA-01 (空欄)UN 3480 リチウムイオン電池。リチウムイオン単電池および組電池はドラゴン航空機での貨物としての輸送を禁止する。これは包装基準 965 の Section I A、I B および II に適用される。

この禁止事項は以下には適用されない。

・包装基準 966 および 967 に従い機器と共に包装されたまたは機器に組み込まれたリチウムイオン単電池および組電池(UN3481)、または

・旅客または乗務員が携行する危険物の規定が適用されるリチウム電池(充電可および充電不可)(2.3.2 から 2.3.5 および

表 2.3.A 参照)。

KA-07 UN 3090 リチウム金属電池。リチウム金属単電池および組電池は、香港ドラゴン航空の航空機で貨物としての輸送は禁止する。これは、包装基準 968 の Section I A、I B および Section II に適用される。この禁止事項は以下には適用されない。

- ・包装基準 969 および 970 に従い、機器と共に包装されまたは機器に組み込まれたリチウム金属単電池または組電池 (UN 3091) および包装基準 965 から 967 に従っているリチウムイオン単電池および組電池 (UN 3480 および UN 3481)、または
- ・旅客または乗務員が携行する危険物についての規定が適用されるリチウム電池 (充電可および充電不可) (2.3.2 から 2.3.5 および表 2.3.A 参照)。

訂正 **KL (KLM オランダ/シティホッパー-B.V. 航空)**

新規追加

KL-06 UN 3480 リチウムイオン電池は下部貨物室のユニットロードデバイス(ULD)に搭載されることが望ましい。このため包装基準 965 Section II に従って準備された UN 3480 リチウムイオン電池を収納した ULD で、荷送人により積みつけられたものが 9.1.4.1 (g) で許可される場合、下部貨物用 ULD として輸送に供されるのが望ましい。

訂正 **LD (エアー香港)**

LD-01 (空欄) UN 3480 リチウムイオン電池。リチウムイオン単電池および組電池はエアー香港航空機の貨物としての輸送は禁止する。これは包装基準 965 の Section I A、I B および II に適用される。

この禁止事項は以下には適用されない。

- ・包装基準 966 および 967 に従い機器と共に包装されたまたは機器に組み込まれたリチウムイオン単電池および組電池 (UN 3481)。または
- ・旅客または乗務員が携行する危険物の規定が適用されるリチウム電池 (充電可および充電不可) (2.3.2 から 2.3.5 および表 2.3.A 参照)。

LD-07 UN 3090 リチウム金属電池。リチウム金属単電池および組電池のエアー香港航空機の貨物としての輸送は禁止する。これは、梱包基準 968 の Section I A、I B および Section II に適用される。この禁止事項は、以下には適用されない。

- ・包装基準 969 および 970 に従い、機器と共に包装されたまたは機器に組み込まれたリチウム金属単電池または組電池 (UN 3091)、および包装基準 965 から 967 に従っているリチウムイオン単電池および組電池 (UN 3480 および UN 3481)、または
- ・旅客または乗務員が携行する危険物の規定が適用されるリチウム電池 (充電可および充電不可) (2.3.2 から 2.3.5 および表 2.3.A 参照)。

訂正 **MK (エアーモーリシャス)**

新規追加

MK-16 リチウムイオンまたはリチウム金属単電池または組電池は包装基準 965、966、967、969 および 970 の Section II のみ貨物としてエアーモーリシャスの航空機にて輸送を受託する。

この禁止条項は以下には適用しない。

1. 旅客および乗員により携行される危険物についての規定が適用されるリチウム電池 (表 2.3.A)
2. エアーモーリシャスの地上サービス部門により事前に許可された人道上の目的のため輸送される医療機器に組み込まれたリチウム金属またはイオン単電池または組電池
3. エアーモーリシャスの社用品 (COMAT) として提出されたリチウム金属またはイオン単電池または組電池

輸送物に添付すべき追加書類

- (a) 包装基準 965、966、967、969 および 970 の Section II については、エアーモーリシャスの貨物営業部門から取得された書

訂正 MP(マーチンエアー・オランダ)

新規追加

MP-06 UN 3480 リチウムイオン電池は下部貨物室のユニットロードデバイス(ULD)に搭載されることが望ましい。このため包装基準965 Section II に従って準備されたUN3480 リチウムイオン電池を収納したULDで、荷送人により積みつけられたものが9.1.4.1(g)で許可される場合、下部貨物用ULDとして輸送に供されるのが望ましい。

訂正 QF(カンタス航空)

QF-05 UN 3090 の輸送—リチウム合金を含むリチウム金属単電池および組電池はカンタス航空貨物機で輸送することを禁止する。これは包装基準 968 の Section I A、I B および Section II に適用する。

この禁止は以下には適用しないから適用免除される輸送は以下のとおりである。

- ・包装基準 969 および 970 に従って機器と共に包装された、または機器に組み込まれた UN 3091, リチウム金属単電池および組電池。
- ・包装基準 965 に従って包装された UN 3480, リチウムイオン単電池および組電池。
- ・包装基準 966 および 967 に従って機器と共に包装された、または機器に組み込まれた UN 3481, リチウムイオン単電池および組電池、
- ・旅客または乗務員が携行する危険物の規定が適用されたに従っているリチウム電池。

新規追加

QF-06 UN 3480 の輸送—リチウムポリマー電池を含むリチウムイオン単電池および組電池は貨物としてカンタス航空機で輸送することを禁止する。これは包装基準 965 の Section I A、I B および II に適用する。

この禁止から適用免除される輸送は以下のとおりである。

- ・A.O.G 予備品として出荷されるUN 3480リチウムイオン電池(リチウムポリマー電池を含む)。
 - “A.O.G Spares”の文言が危険物申告書の“Additional Handling Information”欄または危険物申告書が要求されない場合には航空貨物運送状の“Handling Information”か“Nature and Quantity of Goods”欄に記載されなければならない。
- ・緊急救命装置(他の輸送手段が使用できない場合)として出荷されるUN 3480 リチウムイオン電池(リチウムポリマー電池を含む)。
 - “Urgently required to Support Life-Saving Devices”の文言が危険物申告書の“Additional Handling Information”欄または危険物申告書が要求されない場合には航空貨物運送状の“Handling Information”か“Nature and Quantity of Goods”欄に記載されなければならない。

上記適用免除される輸送は以下でなければならない。

- ・それぞれ正味量100kg以下であること。
- ・危険物規則書の関連部分に従っていること(たとえば使用される場合、危険物申告書)。
- ・1航空機当たりの合計重量が100kg以下であること。
- ・クラスC貨物室に搭載すること(下部貨物室のみ)。

訂正 QK(ジャズ航空)

QK-05 乗り物、機械またはその他の装置とは個別別個に、もしくは組み込まれて輸送される内燃機関は、その燃料タンクまたは燃料系統が燃料を含んでいるまたは含んだことがある場合は、第9分類、UN 3166引火性液体を燃料とする内燃機関(internal combustion, flammable liquid powered)、または第9分類、UN 3166 引火性液体を燃料とする乗り物(Vehicle, flammable liquid powered)の該当するいずれかとして分類しなければならない。手チェーンソー、芝刈り機、発電機、船外モーターなどに限らない(包装基準950参照)。

(JACIS誤植訂正)

上記QK-05の一行目の文中:「……機械またはその他の装置とは個別別個に」(上記に記載済み)

訂正 QR(カタール航空)

QR-01 UN 1845、固形二酸化炭素(ドライアイス)は以下のとおり制限される。

— B777F以外の航空機については、1貨物室当たり最大200 kg(後部貨物室とバラ積み貨物室は合わせて1貨物室と考える)。

— B777F—下部貨物室当たり400 kg(前方貨物室+後方貨物室+バラ積み貨物室の合計)。下部貨物室と上部貨物室のドライアイスの合計量は1,000 kgを超えてはならない。(空欄)

QR-06 包装基準950に従って輸送される乗り物はできるだけ燃料タンクの燃料の抜き取りを行わなければならない。そのタンクに燃量が残る場合は、合計燃料タンク容量の1/8を超えてはならない。追加の燃料タンクは空でなければならない。(空欄)

新規追加

QR-07 以下の危険物は貨物としての輸送を受託しない。

- ・UN 3090—包装基準968のSection I Aおよび I Bに従って準備されたリチウム合金単電池および組電池を含むリチウム金属単電池および組電池。包装基準968のSection IIに従って準備されたUN 3090は輸送を受託する。
- ・UN 3480—包装基準965のSection IAに従って準備されたリチウムポリマー単電池および組電池を含むリチウムイオン単電池および組電池。包装基準965のSection IBおよびSection IIに従って準備されたUN 3480は旅客機および貨物機の双方で受託される。

訂正 RV(エアカナダルージュ)

RV-05 乗り物、機械またはその他の装置とは個別別個に、もしくは組み込まれて輸送される内燃機関は、その燃料タンクまたは燃料系統が燃料を含んでいるまたは含んだことがある場合は、第9分類、UN 3166引火性液体を燃料とする内燃機関(internal combustion, flammable liquid powered)または第9分類UN 3166引火性液体を燃料とする乗り物(Vehicle, flammable liquid powered)の該当するいずれかとして分類しなければならない。チェーンソー、芝刈り機、発電機、船外モーターなどに限らない(包装基準950参照)。

(JACIS誤植訂正)

上記RV-05の一行目の文中:「……機械またはその他の装置とは個別別個に」(上記に記載済み)

訂正 SQ(シンガポール航空/シンガポール航空貨物)

SQ-07 UN 3090リチウム金属電池。リチウム金属単電池および組電池は、シンガポール航空の航空機で貨物としての輸送は禁止する。これは、包装基準968のSection I A、I BおよびSection IIに適用される。さらに、包装基準969および包装基準970のSection I にしたがって準備されたリチウム金属単電池および組電池(UN 3091)のシンガポール航空の旅客機で貨物としての輸送は禁止する。この禁止事項は以下には適用されない。

- ・包装基準969および970のSection IIに従い、機器と共に包装されたまたは機器に組み込まれたリチウム金属単電池または組電池(UN 3091)の旅客便での輸送、
- ・包装基準965から966および967に従ったリチウムイオン単電池および組電池(UN 3480およびUN 3481)、または
- ・旅客または乗務員が携行する危険物についての規定が適用されるリチウム電池(充電可および充電不可)(2.3.2-2.3.5および表2.3.A参照)。

新規追加

SQ-12 UN 3480 リチウムイオン電池。二次(充電可)リチウムイオン組電池および単電池は旅客輸送機に搭載の貨物としての輸送は禁止する(包装基準965参照)。この禁止は以下には適用しない。

- ・旅客または乗務員が携行する危険物についての規定が適用されるリチウム電池(充電可および充電不可)(表2.3.A参照)

訂正 TZ(スクート航空)

TZ-06 包装基準969および包装基準970のSection I に従って準備されたリチウム金属単電池および組電池 (UN 3091) の貨物としての輸送は禁止する。この禁止事項は以下には適用されない。

- ・包装基準969および970のSection II に従い、機器と共に包装されたまたは機器に組み込まれたリチウム金属単電池または組電池 (UN 3091)、
- ・包装基準965から966および967に従ったリチウムイオン単電池および組電池 (UN 3480およびUN 3481)、または
- ・旅客または乗務員が携行する危険物についての規定が適用されるリチウム電池 (充電可および充電不可) (2.3.2から2.3.5 および表2.3.A参照)。

新規追加

TZ-07 UN 3480 リチウムイオン電池。二次 (充電可) リチウムイオン組電池および単電池は貨物としての輸送は禁止する (包装基準965参照)。この禁止は以下には適用しない。

- ・旅客または乗務員が携行する危険物についての規定が適用されるリチウム電池 (充電可および充電不可) (表2.3.A参照)。

訂正 UA (ユナイテッド航空)

新規追加

UA-04 UN 3480 リチウムイオン電池、包装基準965 Section I A、I BおよびII は貨物としての輸送は禁止する。

- ・ユナイテッド航空の社用貨物は適用免除される。

すべてのユーエス航空の例外規定は以下のとおり削除。

~~US—US Airways (ユナイテッド航空)~~

~~US-01 区分6.1の主危険性または副次危険性を有する物質は輸送を受託しない。~~

~~US-02 いかなる規定によって定められている、いかなる形の有害廃棄物も輸送を受託しない (包装基準622および8.1.3.3参照)。~~

~~US-03 水銀気圧計 (Mercurial barometers) は機内持ち込み手荷物または受託手荷物としての輸送は受託しない (2.3.3.1参照)。~~

~~US-04 回収容器での輸送は受託しない (5.0.1.6、6.0.6、6.7、7.1.4、7.2.3.10参照)。~~

~~US-05 区分5.1の副次危険性を有する区分2.2の非引火性ガスは輸送を受託しない (例外: 社用品 (COMAT) の部品および補給品でDOT31FPの要件を満たすコンテナに収納された場合のみ)。~~

~~US-06 区分6.2の病気を移しやすい物質、カテゴリ-A、infectious substance affecting animals (UN 2900) および infectious substance affecting humans (UN 2814) の輸送は受託しない (包装基準620参照)。~~

訂正 VA (ヴァージン・オーストラリア)

新規追加

VA-03 リチウムイオン電池 (UN 3480) は貨物として輸送禁止である。この禁止は以下には適用しない。

- ・UN 3481 機器組み込みまたは機器と共に包装されたリチウムイオン電池、
- ・UN 3091 機器組み込みまたは機器と共に包装されたリチウム金属電池、
- ・旅客または乗務員が携行する危険物についての規定が適用されるリチウム電池 (充電可および充電不可) (2.3.2から2.3.5 および表2.3.A参照)。

訂正 WN (サウスウエスト航空)

WN-01 サウスウエスト航空は、少量危険物 (2.7参照) および微量危険物 (2.6参照) の貨物を含め本規則により定められる危険物の商業貨物は以下を除いて受託しない。

- ・極微量危険物 (De Minimis quantity) 規定に従った貨物は許可される (2.6.10参照)、
- ・UN 3480、UN 3481、UN 3091のリチウム電池貨物は、該当する包装基準のSection II に従って包装された場合のみ受

託する(包装基準965—966および967、包装基準969および970参照)、

・UN 3373の貨物は許可される。輸送物がドライアイスにより冷却されている時は、ドライアイスの量は2.5 kgを超えてはならない。

訂正 XW(ノック スクート航空)

XW-06 包装基準969および包装基準970のSection I に従って準備されたリチウム金属単電池および組電池(UN 3091)は貨物としての輸送を禁止する。

この禁止事項は以下には該当しない。

- ・包装基準969および970のSection II に従った機器と共に包装されたまたは機器に組み込まれたリチウム金属単電池および組電池(UN 3091)、
- ・包装基準965から966および967に従ったリチウムイオン単電池および組電池(UN 3480およびUN 3481)、または
- ・旅客または乗務員が携行する危険物の規定が適用されるリチウム電池(充電可および充電不可)(2.3.2から2.3.5および表2.3.A参照)。

第2章

31頁 — 2.3.5.9を以下のとおり訂正。

2.3.5.9 電池を組み込んだ携帯電子機器(医療用機器を含む)(Portable Electronic Devices (Including Medical Devices) containing Batteries)

個人使用を目的として旅客または乗務員により携行される、電池(バッテリー)を組み込んだ携帯電子機器(医療用機器を含む)(腕時計、計算機、カメラ、携帯電話、ノートパソコン(lap-top computers)、ビデオカメラ等)。これらは機内持ち込み手荷物に入れ携行することが望ましい。予備の電池は、元々の小売用容器に入れるか、またはそうでなければ、例えばむき出しの端子をテープで覆うか、または各電池を別々のプラスチック袋あるいは保護的な袋に入れるなどして端子を絶縁し、短絡を防ぐよう個別に保護をしておかなければならない。予備の電池は機内持ち込み手荷物に入れたものしか輸送してはならない。さらにリチウム電池については、以下の条件に従うこと。

(a)個々の機器に組み込まれた電池、または予備電池は、

1. リチウム金属またはリチウム合金の電池については、リチウム内容量が2 g以下であること、または
2. リチウムイオン電池については、ワット時定格値が100 Wh以下であること。

(b)組電池および単電池は、UN Manual of Tests and Criteria, Part III, subsection 38.3の要件に合致した型式のものでなければならない、

- (c)リチウム金属またはリチウムイオンの単電池あるいは組電池を組み込んだ物品で、その主要な目的が他の機器に電力を供給することであるものは機内持ち込み手荷物にのみ入れることが許可される。これらの物品は元々の小売用容器に入れるか、そうでなければ、例えば、むき出しの端子をテープで覆うか、または各電池を別々のプラスチック袋や保護的な袋に入れるなどして端子を絶縁し、短絡を防ぐよう個別に保護をしておかなければならない。

(d)リチウム電池を組み込んだ電子たばこは機内持ち込み手荷物に入れたものしか許可されない(2.3.5.17参照)。

(e)機器を受託手荷物として持ち込む場合、旅客/乗務員は不慮の作動を防止する措置を取らなければならない。

33頁 — 2.3.5.17を以下のとおり新規追加。

2.3.5.17 電池を内蔵する電子たばこ(Electronic Cigarettes Containing Batteries)

個人使用を目的として旅客または乗務員により携行される、電池を組み込んだ電子葉巻を含む電子たばこおよびその他の個人用蒸気吸入器は機内持ち込み手荷物にのみ入れなければならない。機内において、これらの機器および/または電池を充電することは許可されない。また旅客および乗務員は偶発的な作動を防ぐ手段を講じなければならない。予備電池は元々の小売用容器に入れるか、そうでなければ、例えば、むき出しの端子をテープで覆うか、または各電池を別々のプラスチック

ク袋や保護的な袋に入れるなどして端子を絶縁し、短絡を防ぐよう個別に保護をしておかなければならない。そして機内持ち込み手荷物にのみ入れなければならない。さらにリチウム電池については以下の条件に従うこと。

(a)個々の機器に組み込まれた電池、または予備電池は、

1. リチウム金属またはリチウム合金の電池については、リチウム内容量が2g以下であること、または
2. リチウムイオン電池については、ワット時定格値が100 Wh以下であること。

(b)組電池および単電池は、UN Manual of Tests and Criteria, Part III, subsection 38.3の要件に合致した型式のものでなければならない。

29頁 — 表2.3.A(続)の下記位置へ**電子たばこ**を追記。

持ち込み手荷物として認められるか					
受託手荷物として認められるか					
身につけて搭乗できるか					
航空会社の認可を必要とするか					
搭載位置を機長に通知することが要求されるか					
YES	NO	YES	NO	NO	電子たばこ（電子葉巻、電子パイプ、他の個人用蒸気吸入器を含む）電池を組み込んだものは、偶発的な作動を防ぐように個別に保護されていなければならない。
YES	YES	YES	NO	NO	省エネ型ランプ 個人または家庭用を意図した小売用容器に入っている場合。

第4章

4.2 危険物リスト

313 項 — UN 1793 の K 欄(CAO)の包装基準を 855 から 856 へ修正。

UN/ ID no. A	Proper Shipping Name/Description B	Class or Div. (Sub Risk) C	Hazard Label(s) D	PG E	EQ see 2.6 F	Passenger and Cargo Aircraft				Cargo Aircraft Only		S.P. see 4.4 M	ERG Code N
						Ltd Qty		Pkg Inst I	Max Net Qty/Pkg g J	Pkg Inst K	Max Net Qty/Pkg L		
						Pkg Inst G	Max Net Qty/Pkg H						
1793	Isopropyl acid phosphate	8	Corrosive	III	E1	Y841	1 L	852	5 L	855 856	60 L		8L

以上

航空危険物規則書第 56 版邦訳(訂正・追加)

2015 年(平成 27 年) 7 月 発行

一般社団法人 航空危険物安全輸送協会(JACIS)

住所 〒104-0033
東京都中央区新川 1-25-12 新川フロンティアビル 8F
電話 03(5542)0712
ファックス 03(5542)0714
E-mail jacis.air.dg@jacis.or.jp
URL <http://www.jacis.or.jp/>

- ・ 当翻訳の内容の一部あるいは全部を無断で複写複製(コピー)することは、法律で認められた場合を除き、著者(IATA)および発行者(JACIS)の権利の侵害となります。
- ・ 当翻訳は、あくまで、IATA 発行のオリジナル(英語)版理解の一助として作成したものです。あいまいな点や疑問の点は、必ず原典である英語版をご確認下さい。
なお、弊協会では、本翻訳の誤記、脱漏、誤訳などによって引き起こされる損失、損害については、一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承下さい。